

介護保険

今年4月から

介護保険法の円滑な実施のための特別対策の主な内容についてお答えします。

昨年11月に「介護保険法を円滑に実施するための特別対策」が政府から発表されました。

その主な内容は、①高齢者保険料の特別措置 ②医療保険者対策 ③低所得者の利用者負担の軽減 ④家族介護支援対策 ⑤介護予防・生活支援対策 ⑥介護基盤整備対策などですが、ここではみなさんに直接関係のあることについて、実際にどうなるのか、わかりやすく説明しましょう。

なお、内容についての詳細部分や取り扱いについては、国で調整されているところですので、今後お知らせする予定です。



保険料はどうなるのですか?

Q 第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料はいつから徴収されるの?

介護保険制度のサービスの開始は、今年4月から始まりますが、第1号被保険者の保険料は、平成12年9月までの半年間は、国が負担するため、保険料の徴収は行いません。

平成12年10月から平成13年9月までの1年間についても、保険料が半額に軽減されます。

このため実際には、平成12年10月から保険料の半額を納めていただくことになります。

Q 第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料はいくらになるの?

本市の保険料の基準月額(本人が住民税非課税の人)は、2,940円と算定していますが、この金額は、介護報酬額等がまだ決定されていない段階での試算ですので、今後変更するものです。なお、保険料の基準額の正式な決定は、3月に予定しています。

また、保険料の額は、所得額に応じて、軽減又は割り増しされますので、それぞれ人の保険料の額などは、8~9月頃にお知らせする予定です。

保険料額	徴収する介護保険料額		
	平成12年度	平成13年度	平成14年度
徴収しません	半額を納めていただきます	通常どおり納めていただきます	
4月▶	10月▶	4月▶	10月▶

Q 第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料はどうやって払うの?

保険料の徴収方法については、特別徴収(年金から天引き)と普通徴収(納付書で納付)に分けられます。

老齢・退職年金の受給者で、年金額が年額18万円以上の人には、年金から天引きされます。これを特別徴収と言います。

年金額が年額18万円に満たない人や障害年金、遺族年金など天引きできない種類の年金を受給されている人は、個別にお送りする納付書で定められた納付期日までに納めていただくことになります。これを普通徴収と言います。

Q 第2号被保険者(40歳から64歳の人)の保険料はどうなるの?

平成12年4月から医療保険の保険料に含めて、加入する医療保険の定める方法により、徴収されます。また、それぞれの医療保険者には財政状況を踏まえながら、国が医療保険者に支援を行います。

要介護認定の有効期間は?

要介護認定の有効期間は、原則6か月です。

ただし、平成11年10月から平成12年9月30日までの間に認定された

人については、次回の認定(要介護更新認定)申請が集中しないように、6か月から11か月の間に、有効期間を振り分けています。振り分け方については、比較的状態が変化しやすい要介護度の低い人は短く、反対に変化の少ない要介護度の高い人は長く設定しています。

なお、有効期間の満了後、引き続き介護保険

からサービスを受ける場合には、要介護更新認定を受ける必要があります。要介護更新認定の申請は、有効期間満了の60日前から有効期間の末日までにしてください。

被保険者証の送付は?

平成12年3月31日までに65歳になる人や要介護・要支援に認定された第2号被保険者に対しては、被保険者証を3月末までに郵送します。

なお、1月末までに要介護・要支援認定された人は、2月に郵送の予定です。

介護保険 Q&A



利用者負担の軽減は?

介護保険制度では、低所得者について、高額介護サービス費等について特例を設けているほか、今年4月の介護保険法施行時に特別養護老人ホームに入所している高齢者に対して利用者負担の特例が設けられています。

これに加えて、今回の特別対策では、低所得世帯で現にホームヘルプサービスを利用している高齢者や障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人などについて、経過的に利用者負担を軽減する措置等が講じられています。

Q ホームヘルプサービス利用者は?
〔負担軽減対象者〕

生計中心者が所得税非課税(生活保護受給世帯を含む)で、おおむね介護保険法施行前1年の間にホームヘルパーの派遣実績がある者。
〔負担軽減割合〕

平成12年度から3年間について、ホームヘルプサービスに係る利用者負担を3%とし、その後段階的に引き上げ、平成17年度から10%とします。

Q 障害者ホームヘルプサービスの利用者は?
〔負担軽減対象者〕

生計中心者が所得税非課税(生活保護受給世帯を含む)で、次のいずれかに該当する人。
①40歳から64歳までの

②65歳の年齢到達前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス利用実績のある人で、65歳になって介護保険適用となった人。(介護保険法施行時にホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の障害者のうち、65歳以前の障害を原因として手帳の交付を受けている人を含む)
〔負担軽減割合〕

平成12年度から平成16年度までの5年間について、ホームヘルプサービスに係る利用者負担を3%とします。

お問い合わせ

被保険者証・保険料については、保険年金課保険係(内線257)
介護認定・サービスについては、高齢者福祉課介護保険係(内線371)